

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

常総市水道課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和年10月1日に施行されました。

- 指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。
※旧制度で指定を受けている給水装置工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	令和 2年 9月29日 (2020年) まで
H11.4.1～H15.3.31	令和 3年 9月29日 (2021年) まで
H15.4.1～H19.3.31	令和 4年 9月29日 (2022年) まで
H19.4.1～H25.3.31	令和 5年 9月29日 (2023年) まで
H25.4.1～R1.9.30	令和 6年 9月29日 (2024年) まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、郵送にて通知いたします。なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

- 指定更新の要件は水道法第25条の3（指定の基準）を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

- ◎指定更新申請時に下記の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることの確認

- ①.指定給水装置工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ② 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- ③.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

- 更新申請に必要な書類

- ・申請書(様式第1)
- ・誓約書(様式第2)
- ・給水装置工事主任技術者設置届(様式第3)
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)
又は住民票(個人)
- ・主任技術者の免状
又は技術者証の写し

- ◎確認資料

- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

更新手数料 5,000円

○お問い合わせ先
常総市 都市建設部 水道課 管理係 TEL:0297-23-1881